

## 仕 様 書

- 1 名称  
夜間看護補助者派遣業務
- 2 目的  
堺市立総合医療センターにおける夜間看護補助者業務（以下「業務」という。）を円滑に履行し、看護サービスの向上を図ることを目的とする。本仕様書に明記する項目は最低の必要要件を示しており、派遣元は誠意をもって業務を履行すること。
- 3 業務内容  
派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）その他の関係法令を遵守した上で、労働者派遣契約（別紙細目）に定めるとおり、派遣先に派遣労働者を派遣する。
- 4 派遣人数  
10人  
※勤務日1日あたりの人数。ただし、月間の必要人員を欠かない範囲で事前の協議の上で調整を行うことができる。  
※1カ月あたりの派遣延べ時間数が1,287時間を下回ってはならないものとする。ただし、あらかじめ派遣先の承認を受けた場合は、この限りではない。  
※業務開始当初（令和6年9月中）は準備期間とし、その期間の派遣人数については派遣先派遣元協議の上決定する。
- 5 就業場所  
堺市立総合医療センター 各病棟
- 6 派遣期間  
令和6年9月1日から令和8年5月31日まで
- 7 派遣労働者の就業日及び就業時間  
月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く。）  
就業時間は、午後4時00分から午後10時45分まで（休憩45分）とする。  
時間外及び休日の労働を命ずることがあるため、派遣元において労働基準法に基づく時間外及び休日労働に関する協定（36協定）の締結を行い、行政官庁へ届出を行っておくこと。なお、契約締結時に届出の写しの提出を求める。

派遣先において業務の実施にあたり別途研修が必要と認める場合は、当該研修を実施する日及び時間に派遣を行うこと（当該派遣を行った時間は派遣料金の支払いの対象時間とする。）。

業務遂行の観点より、本業務における派遣労働者の総数の7割以上の者は週5日の勤務が原則可能な者であること。また、本業務における派遣労働者の勤務日数は少なくとも週3日を確保すること。

## 8 派遣労働者の選定

- (1) 派遣元は、業務の遂行に必要とされるコミュニケーション能力、技術、能力、経験を有し、派遣先において、ほかの業務従事者と連携し、服務規律及び指導に従い、情報の保護に関して誓約できる派遣労働者を選定すること。
- (2) 原則として、派遣開始日の4週間前までには派遣労働者が決定していること。派遣開始日の4週間前までに派遣労働者が決定していない場合、派遣元は、派遣先に報告のうえ、誠実に対応を行い、遅くとも派遣開始日の7日前までに派遣労働者を選定すること。
- (3) 派遣元は、派遣就労業務の内容の把握について必要がある場合は、派遣先にヒアリングや現地見分等を要望すること。ただし、派遣先は、業務日程の調整がつかない場合等、やむを得ない事情があるときは当該要望に応じないことができるものとする。
- (4) 派遣元は、派遣労働者を交替するときは、すみやかに後任の派遣労働者を選定すること。

## 9 派遣労働者の交替等

- (1) 派遣元は、派遣先が業務の目的を達し得ない等の理由により派遣労働者の指導、改善、交代等を要請したときは、適切な措置を講ずること。また、その体制を整えておくこと。特に、派遣労働者が個人情報適正に取り扱えないと派遣先が判断し、交代を要請したときは、派遣元は、直ちに派遣労働者を交代させること
- (2) 派遣元は、派遣労働者の事情により交代を要するときは、派遣先に理由を通知した上で、派遣労働者を交代させること
- (3) 派遣元は、やむを得ない事情で直前に派遣労働者が欠勤することとなった際に、代替の派遣労働者の派遣に向けた調整を行えるよう、所要の体制を確保すること

## 10 派遣労働者の報告

- (1) 派遣元は、従事する派遣労働者が決定したときは法第35条に定める事項を記載した「業務従事者届」（任意様式）を派遣先に速やかに提出すること。
- (2) 派遣期間の途中から派遣先の業務への従事を開始する派遣労働者が生じた場合等についても、派遣元は、速やかに「業務従事者届」を派遣先に提出すること。

### 1.1 個人情報の保護

- (1) 派遣元及び派遣労働者は、業務遂行中知り得た一切の事項を他に漏洩してはならない。契約が期間満了又は解除等により終了した後も同様とする。
- (2) 派遣元及び派遣労働者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）と併せ、契約書別記「個人情報保護特記事項」を遵守すること。

### 1.2 派遣労働者に対するサポート等

- (1) 派遣元は、派遣労働者の派遣期間中、当該派遣労働者の健康保険、厚生年金、雇用保険等の労働保険及び社会保険への加入を適正に実施すること。なお、契約締結時に派遣労働者の労働保険及び社会保険への加入条件並びに適正な加入の実施について確認できる書類の提出を求める。
- (2) 派遣元は、派遣労働者の派遣期間中、定期健康診断の受診要件を明らかにしたうえで、定期健康診断を受診させる必要がある場合は、適正に受診機会を提供すること。なお、契約締結時に定期健康診断の受診要件及び適正な実施について確認できる書類の提出を求める。
- (3) 派遣元は、業務に従事する派遣労働者に対し、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等に対する感染予防策や予防等として、派遣先が指示する予防接種や検査等を受けさせなければならない。予防接種や検査等に係る費用は、派遣元が負担すること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者の就業におけるサポートの実施とトラブル解決のため、派遣労働者の派遣期間中、該当労働者に第三者機関（産業カウンセラー、弁護士などの有資格者を保持していること）によるメンタルヘルスケア等を提供できる体制をとること。なお、契約締結時に上記体制に関する内容を明記したものの提出を求めることがある。
- (5) 派遣元は、派遣労働者への雇用安定措置及びキャリアアップ措置の実施、均衡待遇の推進等、派遣元事業者として行わなければならない内容を適正に実施すること。

### 1.3 その他

- (1) 派遣元は、契約金額（単価）について、派遣労働者の労務単価、社会保険事業主負担、その他福利厚生費等、算出根拠を明示すること。なお、契約締結時に内訳の確認できる書類の提出を求める。
- (2) 派遣元は、法改正等の情報を適宜提供し、セミナーを開催するなど、派遣先指揮命令者、責任者への啓発やトラブル防止に関して派遣先の支援に努めること。  
また、派遣労働者への派遣先での新規採用職員の募集情報の提供等、派遣先において実施が必要な事項について、派遣元として協力・助言等を行うこと。

- (3) 派遣労働者は、発注者の服務規律を遵守すること。
- (4) 派遣元は、派遣料金の請求時、当該派遣料金にかかる個人ごとの積算が確認できる資料（派遣労働者個人単位で、日毎の単価毎の就労時間数が確認できるもの）を提出すること。
- (5) 派遣元は加算取得の安定化を図るため、1か月に1度定例会及び個人面談を行い速やかに派遣先に報告すること（任意様式）
- (6) 派遣元は、施設基準に精通し、夜間100対1急性期看護補助加算に必要な派遣人員数及び必用時間数を算出でき、派遣先に適正な提案ができる者であること。
- (7) 派遣元は、業務の履行については派遣先と綿密な打合せを行い、その指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない細目事項については、その都度、派遣先及び派遣元双方が協議して定めるものとする。